

事 務 連 絡

令和 8 年 4 月 15 日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中

中 核 市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等情報公表システムにおける情報更新について

障害福祉行政の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス等情報公表システム（以下、「情報公表システム」という。）

では、今年度の事業所情報の報告、公表に際し、以下のとおり対応を行います。

1. 事業所申請状況のリセット

情報公表システムについては、令和 8 年 5 月 1 日（金）より今年度の報告・承認申請が可能となりますが、それに伴い、利用開始までに自治体から事業所へ差し戻されたままとなっている情報については、報告・承認申請前の状態にリセットされますのでご承知おきください。

なお、事業所から報告・承認申請され自治体で未承認状態となっているものや、自治体において承認後公表待ちの状態となっている情報については、報告・承認申請前の状態にリセットされずそのままの状態となります。

2. 各事業所へ登録情報の更新案内メールの配信

5 月 7 日（木）（予定）に情報公表システムから都道府県、指定都市、中核市及び事業所へ登録情報の更新に関するメールを配信いたします。

なお、今年度から新たに指定権限を付与された自治体の管内にある事業所には、ID変更等（※）のお知らせメールも5月7日（木）以降、順次配信されますので、混乱のないようにご留意願います。

※現在のIDに都道府県等のコードが入っているため変更するもの。

3. 独自項目を設定した場合の留意点について

令和8年度公表に向けて新たに独自項目を設定した都道府県等におきましては、以下の内容についてご留意ください。

- ① 新たに独自項目を設定した場合、自治体において処理が停滞している事業者からの申請（差戻し、未承認、公表依頼待ち）は、年度切替時（毎年5月初日）に報告・承認申請前の状態にリセットされますのでご注意ください。リセットを回避するためには、4月22日（水）までに承認、公表をお願いします。
- ② 設定した独自項目は、翌年度からの報告項目となります。したがって、4月23日（木）以降に設定された独自項目については、翌年度（令和9年度）からの報告項目となりますのでご注意ください。

情報公表システムからのメール受信後に事業所から、今年度の報告・承認申請がなされますので、承認申請の依頼がありましたら、速やかな承認・公表処理をお願いいたします。

4. 障害者支援施設等災害時情報共有システムへの情報連携について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課より、令和3年9月1日付で「災害発生時における被災状況等を把握するシステムの運用開始について」（事務連絡）が各都道府県・指定都市・中核市の社会福祉施設等所管課（室）あて通知されております。

(参考)「災害発生時における被災状況等を把握するシステムの運用開始について」
(事務連絡)

https://www.int.wam.go.jp/sec/content/files/saigai/saigaidata_20230417.pdf

障害者支援施設等災害時情報共有システム（以下、「災害時システム」という。）は、情報公表システムにおける公表情報を活用し、令和３年度より運用を開始しているところですが、各事業所からの被災状況の報告にあたっては、以下の２つの方法で登録されたメールアドレスを連絡先として用いています。

- ① 各自治体において、災害時システムに対象事業所の緊急連絡先を直接登録
（２件まで登録可能）
- ② 情報公表システムに登録されている、「事業所のシステムからの連絡用メールアドレス」を災害時システムに連携し、緊急連絡先のアドレスとして活用

つきましては、上記①による登録が困難な場合であっても、②によるメールアドレスが登録されていることで、災害システムによる報告が可能となりますので、あらためて、情報公表システムの「事業所のシステムからの連絡用メールアドレス」の登録について特段のご配慮をいただきますようお願いします。

また、管内の対象事業所に対し、災害時における迅速な被災状況の把握に向けて、災害時システムの活用等につきまして周知等お願いするとともに、災害時システムの操作訓練につきましてもご支援いたしますので、併せてご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

5. 情報公表システムの停止について

令和８年４月３０日（木）終日、システムメンテナンスのため、情報公表システムを停止しますのでご承知おきください。

6. 障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化の対応について

障害保健福祉関係主管課長会議（令和8年3月）においてお示しいたしました、障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化の詳細については、今後随時、通知等でお知らせいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課評価・基準係

TEL : 03-5253-1111（内線）3036、3685